

◎ 児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案 新旧対照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事務	法律	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律（令和二年法律第 号）	この法律の規定により都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務	（新設）	（新設）